

## 目 次

第一章 元帥佩刀	
1 元帥佩刀(元帥刀)の登場	1
2 元帥佩刀制式	6
3 元帥刀の由来	10
4 元帥刀の佩用要領	12
5 大元帥(天皇)佩刀	14
第二章 軍刀登場	
1 洋式軍刀	17
2 太刀形式の軍刀の採用	22
3 海軍軍刀製作細則	33
4 軍刀報道新聞記事	42
5 下士官の軍刀	45
6 軍刀の価格	47
7 「戦陣訓」の中の刀	49
8 愛国百人一首	50
第三章 軍刀の製作と終焉	
1 軍刀の製作状況	53
2 陸軍受命刀匠	58
3 軍刀報国	63
4 軍刀の終焉	69
第四章 自衛隊の儀礼刀	
1 儀礼刀の採用	73
2 着用する場合	74
3 儀礼刀と日本刀	75

# 元帥刀と軍刀

## (軍刀の歴史)

第一章 元帥佩刀

第二章 軍刀登場

第三章 軍刀の製作と終焉

第四章 自衛隊の儀礼刀

平成十三年春

森 良 雄

# 元帥刀と軍刀

## 第一章 元帥佩刀

### 1 元帥佩刀（元帥刀）の登場

西郷隆盛は明治五年七月十九日に参議から陸軍元帥に任ぜられていますが、当時の陸軍官等表では、卿（大臣）の官位が一等で大将は二等となっていて「元帥」の名称は有りません。したがって、西郷隆盛の元帥は、軍人の「階級的」地位を表すものではなく、「統率者として最高の位置にある者」を表したもので、官位二等の大将よりも上位にある者として、彼に官位一等を与えるための措置と考えることができます。

「大元帥」「元帥」の呼称を見るのは同年十月十七日の改正以降です。さっそく十一月二十八日の徴兵令の告諭には「天子之カ元帥トナリ」とあります。しかし、翌年（明治六年）五月八日の陸軍職制の改正では、元帥の名が消え、大将が官位一等となりました。そのためか、西郷隆盛は十日付で改めて大将に任ぜられています。

明治十五年一月四日の「陸海軍軍人に賜りたる勅語」では、天皇ご自身が「朕は汝等

軍人の大元帥なるぞ」と述べられていますが、ここでの「大元帥」は「軍令大権を有し、陸海軍を統帥する者」の意味です。

明治三十一年一月十九日には詔勅により元帥府が設けられ、同日元帥府条例が公布されました。この詔勅および条例を見ますと、元帥府における「元帥」は「階級」ではなく、大将の階級にあって老功卓抜な者に「軍務の最高顧問にある者」として与えられる「称号」であると言ふことになります。

#### 元帥府設置の詔勅

朕中興ノ盛運ニ膺リ開國ノ規謨ヲ定メ祖宗ノ遺業ヲ紹述シ臣民ノ幸福ヲ増進シ以テ國家ノ隆昌ヲ圖ラントス茲ニ朕カ軍務ヲ輔翼セシムル爲メ特ニ元帥府ヲ設ケ陸海軍大將ノ中ニ於テ老功卓抜ナル者ヲ簡選シ朕カ軍務ノ顧問タラシメントス其所掌ノ事項ハ朕カ別ニ定ムル所ニ依ラシム

#### 御名 御璽

明治三十一年一月十九日

#### 勅令 第五號 元帥府條例

朕元帥府條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治三十一年一月十九日

元帥府條例

- 第一條 元帥府ニ列セラルル陸海軍大將ニハ特ニ元帥ノ稱號ヲ賜フ
- 第二條 元帥府ハ軍事上ニ於テ最高顧問トス
- 第三條 元帥ハ勅ヲ奉シ陸海軍ノ檢閲ヲ行フコトアルヘシ
- 第四條 (㊟ 以下略)

同年5月25日、勅令により元帥徽章きしやうの制式および装着に関する件が定められました。さらに20年を経た大正7年、元帥府條例が改正され、元帥にはこれまでの元帥徽章きしやうに加えて元帥佩刀（一般には元帥刀）を賜うことになりました。

元帥府條例の改正（元帥佩刀）

御名御璽

大正七年八月二十八日 勅令 第三百三十號

元帥府條例中左ノ通改正ス

第四條ヲ第五條ニ改ム

第四條 元帥ニハ別ニ定ムル所ニ依リ元帥佩刀及元帥徽章ヲ賜フ

これまでに、元帥府に列せられながら既に没された大山巖おほやま いわお、西郷従道せきこう じゆんみち、小松宮彰仁おまつみや ちやうじん、野津道貫のつみち ぬき、伊東祐亨いとう ゆうへい、有栖川威仁ありがは川 たいじんの各氏、計六名を除いて、このときに元帥府に列せられていたのは次の九名です。

氏名

元帥府ニ列セラレ 特ニ元帥ノ稱号ヲ賜フ（年月日）

陸軍大將	山縣	有朋	明治三一年	一月二〇日
陸軍大將	奥	保鞏	明治四四年	一〇月二四日
海軍大將	井上	良馨	明治四四年	一〇月三一日
海軍大將	東郷平八郎		大正二年	四月二一日
陸軍大將	川村	景明	大正四年	一月九日
陸軍大將	長谷川好道		大正四年	一月九日
陸軍大將	伏見宮貞愛		大正四年	一月九日
陸軍大將	寺内	正毅	大正五年	六月二四日
海軍大將	伊集院	五郎	大正六年	五月二六日

その後元帥府に列せられたのは次の方々です。

氏名

元帥府ニ列セラレ 特ニ元帥ノ稱号ヲ賜フ(年月日)

陸軍大将	閑院宮載仁 <small>かんいんのみやことひと</small>	大正	八年十二月十三日
陸軍大将	上原 勇作	大正一〇年	四月二七日
海軍大将	東伏見宮依仁 <small>あづまのみやよひひと</small>	大正一一年	六月二七日
海軍大将	島村 速雄 <small>しまむら はやお</small>	大正一二年	一月 八日
海軍大将	加藤友三郎	大正一二年	八月二四日
陸軍大将	久邇宮邦彦 <small>くしのみや くにひこ</small>	昭和 四年	一月二七日
海軍大将	伏見宮博恭 <small>ふしみみや ひろやす</small>	昭和 七年	五月二七日
陸軍大将	梨本宮守正	昭和 七年	八月 八日
陸軍大将	武藤 信義	昭和 八年	五月 三日
海軍大将	山本五十六 <small>やまもと いそろく</small>	昭和一八年	五月二一日
陸軍大将	寺内 壽一 <small>てらうち ひさいち</small>	昭和一八年	六月二一日
陸軍大将	杉山 元 <small>すぎやま げん</small>	昭和一八年	六月二一日
海軍大将	永野 修身 <small>ながの おさみ</small>	昭和一八年	六月二一日
海軍大将	古賀 峯一	昭和一九年	三月三一日
陸軍大将	畑 俊六	昭和一九年	六月 二日

2 元帥佩刀制式

明治の初めから洋剣こしらえ拵一辺倒であつた我が国で、古来の太刀形式への復活第一号は元帥刀でした。

元帥佩刀制式

朕元帥佩刀ノ制式ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正七年八月二十九日 勅令 第三百三十一號

元帥佩刀ノ制式左ノ通定ム(注 以下絵図略)

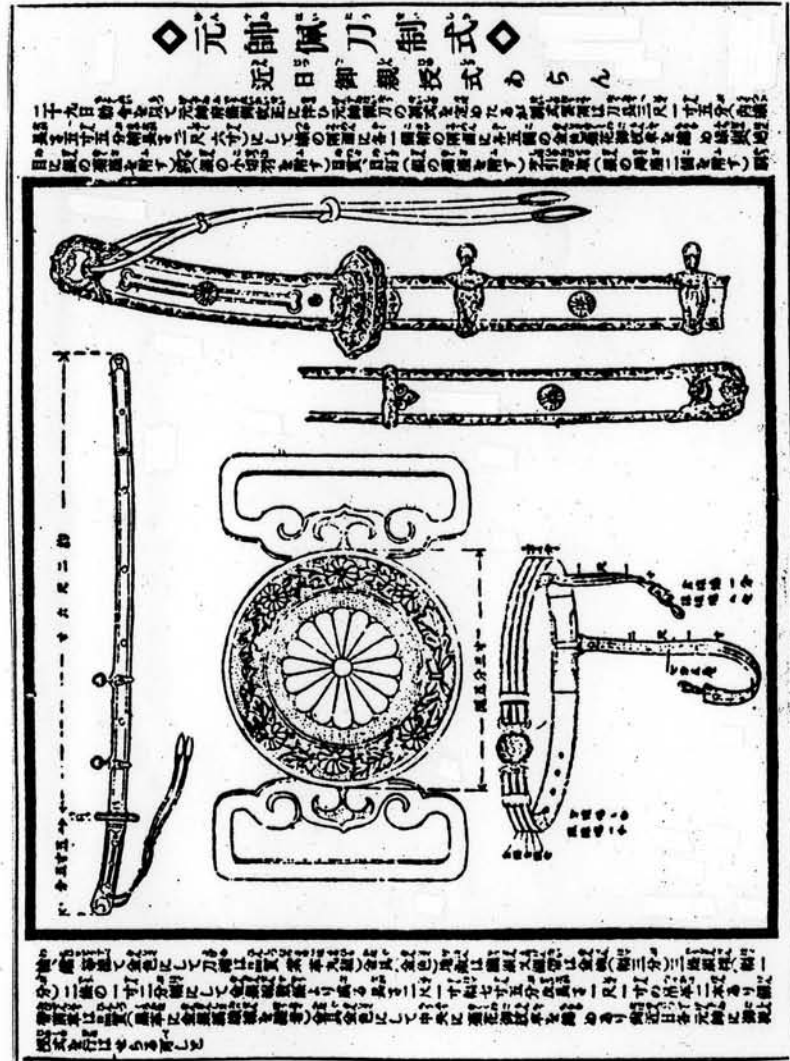
この元帥佩刀がどのようなものであつたかは、次の新聞記事をご覧ください。

大正七年八月三十日(金曜日) 東京朝日新聞

◇元帥佩刀制式◇

近日 御親授 あらん

二十九日勅令を以て元帥府條例改正に伴ひ元帥佩刀の制式を定めたるが制式要領は刀長三尺一寸五分(内縦長さ五寸五分鞘長さ二尺六寸)にして縦の両面に各一個鞘の両面に



各五個の金色菊花御紋章を鑲め縁頭(鳩目に銀の菊座を附す)鐔(銀の小切羽を附す)目貫、目釘(銀の菊座を附す)芝引帶取(銀の褥座二個を附す)胴輪、鐙等總て金色にして刀緒は品質紫革(丸紐)金具(金色)地飯は臈銀又鋼帶は金線(幅三分)三條銀線(幅一分)二條の一寸二分幅にして金銀線數條より成る長さ二尺一寸幅七寸五分及長さ一尺一寸の吊革二本あり鋼帶前章は品質(黒革に金銀縞織線を縫着)金具金色にして中央に菊花御紋章を鑲めあり尚近日各元帥に御親授式を行はせらるる可しと

この新聞記事の副見出しには、近日御親授あらんとありますが、実際に賜わるのは一年あまり後になります。

大正八年十月二十一日 大阪朝日新聞(二十日夕刊)

元帥刀親授式

天皇陛下には二十日午前十時半陸軍様式大元帥陛下の御正装にて表御座所に出御正親町侍従長、内山侍従武官長等参列の上伏見元帥宮、山縣、奥、川村、長谷川各元帥を御召の上今回御新調の元帥刀を各自に御親授遊ばされたり當日伏見元帥宮殿下を始め各元帥は何れも正装に大勳位又は勳一等大綬佩用の上御前に伺候し親しく元帥刀を拜受御禮言上の後退出せり當日寺内元帥は病氣危篤、東郷、井上、伊集院各元帥は海軍大演習参加

中にて参内なかりしを以て陸海軍大臣より御沙汰を傳達する由(東京電話)

没後に元帥府に列せられた者も、元帥徽章と元帥佩刀を賜っています。当時連合艦隊司令長官であった山本五十六海軍大將は昭和十八年四月十八日に戦死したにもかかわらず、それが発表されたのは五月二十一日で、同時に元帥府に列せられたことが報じられています。二十三日(日曜日)の朝日新聞は、「靈前に元帥刀」を見出しとして、本文で「……一夜は明けて廿二日朝、(山本邸に)……軍人最高の榮譽たる元帥刀と徽章が届けられ……」と伝えていきます。

刀身の製作については、勅令、新聞ともに触れていませんが、月山貞一氏(昇、月山家五代、貞一二代)の著書「日本刀に生きる」の中で、「月山家栄光のことども」と題して、元帥刀の製作について次のように記録しています。

大正 七年 皇室より英国皇帝へ御贈呈の元帥刀謹作

大正 八年 宮内省御下命、元帥刀十二振謹作

大正十二年 宮内省御下命、元帥刀 二振謹作

また、福永醉剣氏の大作「日本刀大百科事典」によれば、初めは帝室技芸員の月山貞一氏(㊦) 弥五郎、月山家三代、貞一初代、大正七年七月十一日八十四歳で歿)の作、その後は月山貞勝氏(㊧) 英太郎、月山家四代、昭和十八年十二月四日七十四歳で歿)、

ついで堀井俊秀氏の小鳥造りが用いられたとあります。

社団法人日展発行の日展史十五(新文展編三)によれば、昭和十八年十月十六日から十一月二十日まで上野公園内東京都美術館で開催された第六回新文展に、京都の山鹿精華(本名健吉)氏が「手織錦連綿文元帥刀袋」を出品したと目録にあり、同書三百七十二ページに写真があります。

大山広光氏評 「美術と趣味(昭和十九年一月号)」

この作家は常に創造的精神に充ちてゐることは認めねばならぬ。決してい、加減の仕事はしない。この作品もその適例で時局色も濃く、覗ひ所も申分ないが、元帥刀袋としては今少し重厚さを盛ったものでありたかった。

### 3 元帥刀の由来

大正八年、英国皇帝ジョージ五世の命により、同国のコンノート親王が来日、六月十九日宮中に参内して天皇陛下に「英国元帥」の称号と「元帥杖」を贈られました。これの答礼として勅命により東伏見宮依仁親王が訪英、同年十月二十九日 Buckingham 宮殿にて英国皇帝に「日本元帥」の称号と「元帥刀および元帥徽章」を贈呈しました。この際に英国側に差し出された元帥刀制式の由來說明書の内容は次のようなものでした。

元帥刀ハ上古出征將帥ニ親授セラレタル節刀ノ式ニ倣ヒ元帥ノ稱號ヲ賜ハリタル陸海軍大將ニ對シ元帥徽章ト共ニ加授セラレ特ニ規定アル場合ニ佩用セシム  
將帥已ニ節刀ヲ賜リテ出征セハ上命ヲ奉シテ非違ヲ處斷シ毫モ假借セス故ニ閩外ノ任ヲ受クルノ日直チニ征途ニ上リテ宿留スルコトナク事竟リテ復命セハ速カニ之ヲ奉還セシムルヲ常法トシ實ニ我邦至重ノ寶器ナリシカ平安ノ朝屢々火災ニ罹リ其ノ刀身ノミ宮中神殿ニ尚藏セラル爾來之ヲ賜ハルコト止ミ征行ニ當リテハ唯驛傳徵發ノ證トシテ驛鈴ヲ將軍ニ授ケラレシカ明治ノ初年復節刀ヲ親王ニ授ケ征討ノ帥ヲ率ヒサセ賜ヘリ元帥刀ノ制式ハ概ネ節刀ノ古制ニ據リ刀身ハ平安朝頃將軍ノ佩用セシ衛府ノ大刀中伊勢神宮所屬徵古館ニ傳來セル鎮守府將軍藤原秀郷佩用ノモノヲ模倣シ刀ノ尖端ヲ兩刃シ且ツ現用ニ適セシムル爲メ稍ヤ反張ヲ附ス劍室ハ源平時代將士ノ賞美セシ長覆輪ノ大刀ヲ參酌シ目貫及鞘ニ我帝室ノ御紋章タル十六瓣菊花ヲ嵌メ全體ノ裝飾ハ平安時代朝儀ニ用ヒシ鏑大刀ノ粹ヲ採リ尚古式ニ法リ枝菊ノ刻紋ヲ施シ鏹上ニ御紋章ヲ金嵌セリ

( 11 )

閩外ノ任とは、国境を越えて出征する將軍の任務をいいます。

元帥刀制式の由來說明書には、由来は節刀にあるとされていますが、節刀は任に赴くに際して天皇から親授され、任を終えれば奉還するものですが、今回定められた元帥刀は、元帥府に列せられた者全員に元帥のしるしとして授けられるものであって、その性格をやや異にしています。

#### 4 元帥刀の佩用要領

佩用の要領については、次の陸軍軍令および海軍服装令（追加）に定められています。

#### 軍令陸第十九號

朕陸軍服装規則ヲ改定シ之カ施行ヲ命ス

御名 御璽

大正七年九月三十日（㊤）十月一日公布

陸軍服装規則中左ノ通改正ス

#### 第二章 著装法

第七條ノ二 元帥タル陸軍大將ニ賜ハリタル元帥佩刀ハ戰時若ハ事變ニ際シ出征ノトキ

又ハ正装、禮装及廉アル場合ニ於テ佩用スルモノトス

第八條表中（㊤）以下略

第十條表中（㊤）以下略

第十一條表中（㊤）以下略

六 元帥タル陸軍大將ニシテ元帥佩刀ヲ佩用スル場合ニ在リテハ本表中ノ刀刀帶緒共ヲ用キサルモノトス

第十一條ノ二 元帥タル陸軍大將ニ在リテハ正装、禮装ノ場合ヲ除クノ外元帥佩刀ニ代ヘ刀刀帶緒共ヲ用ウルコトヲ得

⑤ 以下略

勅令 第三百六十七号 海軍服装令中追加  
朕海軍服装令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正七年十月一日(⑥) 二日公布

海軍服装令中左ノ通り改正ス

第十條ノ二 元帥佩刀ハ元帥タル海軍大將戰時事變ニ際シ出征スルトキ又ハ正装禮装ヲ為ストキ其ノ他宮中ノ儀禮等重立チタル場合ニ於テ佩用スルモノトス此ノ場合ニ於テハ正劔帶、劔帶、長劔又ハ短劔ニ關スル規定ヲ適用セス 但シ正装禮装ヲ爲ス場合ヲ除クノ外元帥佩刀劔帶及長劔又ハ短劔ヲ用キルコトヲ得

第十四條ノ二 元帥佩刀ノ佩用ニ付テハ前二條ノ規定ヲ準用ス

## 5 大元帥(天皇)佩刀

元帥佩刀より早く、大正二年十一月十四日の皇室令第九号によって、「天皇ノ御服ニ關スル件」が定められ、天皇の佩劍は陸軍式御服(正装・礼装・通常礼装・軍装・略装の五種)のときは長劍、海軍式御服(正装・礼装・通常礼装・軍装の四種)のときは正装と礼装は長劍で、通常礼装と軍装は短劍となっています。しかし、柄や鞘など外装についての規定はありませんが、刀身については全く触れられていません。いうまでもありませんが、このときの外装は当時の軍刀と同じく洋劍こしやえ拵そで反りのないものでした。

大元帥刀の製作については、前出の「月山家栄光のことども」の中に、「昭和二年 宮内省御下命、今上(⑦) 昭和)天皇大元帥刀奉鍛」の一行がありますが、この当時の大元帥佩刀の外装は、まだ洋劍拵こしやえです。

昭和九年二月十四日には皇室令第三号によって、前記皇室令第九号の「天皇ノ御服ニ關スル件」が改正され、天皇が陸海軍の大元帥として佩く刀が洋劍拵こしやえから太刀拵たてこしやえに改められています。翌十五日「陸軍式御服制式正装及禮装中刀、正緒及刀帶ノ項ヲ左ノ如ク改ム」として官報に掲載されました。

刀・刀緒・刀帶について大元帥佩刀が定められ、当時の陸軍記念日であった三月十日から施行となっていますが、ここでは「通常禮装」時の長刀についてのみ列挙します。



当然のことながら、この長刀の外装図には明らかに反りが付けられています。

陸軍式通常禮装時の長刀

鞘ハ鋼鐵製帶青茶褐色長サ約二尺五寸

柄ハ白鮫長サ約二握トス

柄頭縁金鯉口及鐙ハ銅色櫻葉及櫻花ヲ附シ金色小縁トス

鳩目ハ金色二重裏菊座附

柄巻ハ茶褐色絹絲製平打紐ヲ巻キ

猿手ハ茶褐色絹絲製丸打紐

目貫ニ一對ノ金色三雙菊御紋ヲ附ス

鐙ハ金色表裏共四隅ニ櫻花各四箇ヲ附ス

佩環ハ銅色

座金ハ櫻花ヲ附シ金腰ヲ施シ

帶金ハ金色小縁上部ニ櫻葉及櫻蕾ヲ附シ金腰ヲ施ス

責金ハ銅色金色小縁ヲ施シ金色柏葉ヲ附ス

但シ下部佩環ヲ除クコトアルヘシ

「制式軍装」時については、「通常禮装ノ刀ニ同シ但シ下部佩環ヲ除ク」としていません。

また、海軍式も陸軍式同様になります。

「夏季ニ在リテハ軍装第二種ヲ用キルコトアルヘシ 但シ短劍ヲ大元帥佩刀トシ靴ヲ黒革短靴トス」

と備考欄にあります。

なお、同日、勅令第二十六号による陸軍服制の改正によって、陸軍将校等の制式軍刀も洋劍拵から太刀拵（しんぎょ）に改められています。しかし海軍が太刀拵を採用するのは昭和十二年十月（勅令第六百十四号 二十三日制定、二十五日公布）になりますので、海軍については大元帥佩刀が海軍将校等よりも一足早く古式に戻ったと言えます。

## 第二章 軍刀登場

### 1 洋式軍刀

明治維新後、西洋化の波をかぶり、軍隊までもが陸軍は佛蘭西<sup>フランス</sup>、海軍は英吉利<sup>イギリス</sup>に軍制の範<sup>と</sup>を採りました。

慶応二年十一月徳川幕府は講武所を陸軍所と改称、翌年にはフランス人の指導を受けて士官学校を設立しました。このように我が国の陸軍は古くからフランス式に範を採り、加えて海軍は英国に学び、明治政府はそれを引き継ぎます。その結果、軍人の佩刀<sup>つが</sup>までもが柄<sup>つか</sup>に拳<sup>こぶし</sup>を防護するための弦<sup>ひな</sup>があつて、片手で使うサーベル型の剣を正式のものとしてしまったのです。

諸藩ヲシテ陸軍編成ハ佛蘭西<sup>フランス</sup>式ニ依ラシム

明治三年十月二日 太政官布告 第六百四十九號

兵制ノ儀ハ皇国一般之法式可被爲立候得共今般常備兵員被定候ニ付テハ海軍ハ英吉利<sup>イギリス</sup>式陸軍ハ佛蘭西式ヲ斟酌御編成相成候條先ツ藩々ニ於テ陸軍ハ佛蘭西式ヲ目的トシ漸ヲ以テ編成相改候様被 仰付候事

「軍刀」の呼び名は、明治八年、陸軍武官の服制改正によって制定された「服制図例」が初出のようです。ここでは「刀剣」を「正剣」と「軍刀」に分類して使い分けを定めています。

陸軍武官服制改正

明治八年十一月二十四日 太政官布告 第七百七十四號

陸軍武官服制別冊ノ通改正候條此旨布告候事

(別冊)

陸軍武官服制圖例(㊦ 正服等略)

軍服

凡<sup>およ</sup>ソ軍服ト稱スルモノハ通常左ノ諸品ヲ含有ス

軍帽 軍衣 軍袴<sup>くんこ</sup> 軍刀 手套<sup>てんとう</sup> 下襟

(㊦ 中略)

刀 劍

一 凡<sup>およそ</sup>正服或ハ軍服ヲ着スルトキハ必ス刀劍ヲ帶ルヲ法トス

一 將官ハ正服軍服徒歩馬上ヲ論セス正劍ヲ佩ル<sup>おび</sup>モノトス

但軍服ヲ着スルトキハ軍刀ヲ佩ルモ妨<sup>きまげ</sup>ナシ

一 參謀科佐尉官徒歩スルトキハ正劍ヲ帶フルヲ法トス尤軍服ニハ軍刀ヲ帶フルモ

妨ケナシ

但觀兵或ハ分列式等ニ會シ馬上ニテ司令將官ニ隨行スルトキハ正服ヲ着スルモ軍刀ヲ帶フ其餘單騎ノトキハ正劍用フルモ妨ケナシトス

一 傳令使ハ正服軍服徒步馬上共ニ軍刀ヲ用ヒ正劍ヲ用フルコトナシ

一 隊附ノ佐尉官ハ正軍服共ニ軍刀ヲ用フ

一 隊外ノ佐尉官ハ總テ正服ニハ正劍ヲ用ヒ軍服ニハ軍刀ヲ用フ

但尉官ハ正服徒行スルトキノミ正劍ヲ用ヒ其他ハ總テ軍刀ヲ用フ

一 會計軍醫馬醫部ノ將校相當官ハ正軍服共ニ正劍ヲ用ヒ決テ軍刀ヲ帶スルコト無キ者トス

以下この陸軍武官服制圖例では、正劍と軍刀について階級または各科別に説明と図が続きますが、ここで「正劍」とは反りのないサーベル型の柄の洋劍拵のもので、鑢・頭・柄・鞘等について定めています。刀身については全く触れられていません。したがって正劍は裝飾用のもので、実用刀ではなかったと考えられます。

これに対して、「軍刀」は正劍と同じくサーベル型の柄をした洋劍拵のもので、小項目に「刀」の文字を使いながら、刀身の材質等についての具体的な説明はありません。しかし、その反りは「灣曲五分（曹長及無隊ノ下士は三分）」と定めています。で、刀身に日本刀を使うことを考慮に入れていたものと思われれます。

このことは、西郷隆盛愛用の軍刀は、特注のフランス製サーベルの外装でありながら、刀身は源左衛門尉信国であり、桐野利秋は刀身の正宗を自慢の種にしていた、と伝えられていることからわかります。このように、刀身を日本刀に代えた者が多かったようで、太政官布告その他の令達も、外見は洋刀拵と定めながら、次第に刀身については日本刀「であっても苦しからず」とし、ついには日本刀「とする」と定めるに至りません。

なお、全軍が一斉に正劍と軍刀を採用するため、その製作は個人にまかせず、陸軍省がおこなったようで、代金は月賦（分割払い）で支払うようにとの通達が出ています。

陸軍武官服制改正ニ付佐尉官等ノ正劍軍刀類製作ノ上下渡シ代價ハ月賦上納セシム

明治八年十一月二十七日 陸軍省 達第百二十六號

陸軍 全部

今般陸軍武官服制改正相成ニ付テハ佐尉官准士官并ニ右同等ノ輩所用ノ正劍軍刀並ニ右ニ屬スル帶緒及飾帶ハ本省ニ於テ製作ノ上相渡代價ハ月賦ヲ以テ上納爲致候筈ニ有之候條爲心得此旨相達候事

但正劍軍刀及附屬具ハ第三局飾帶ハ第五局ニ於テ調整ノ上直ニ可相渡候條各所管ニテ官姓名書取纏メ前以テ兩局へ差出置可申候事

明治十年一月三十一日（水曜日） 讀賣新聞  
此ほど陸軍士官學校でハ生徒にサアベルで斬たり突たりする稽古をさせるために人形を拵え既に十二ほど出来上ツたといふ

明治十一年三月十九日（火曜日） 讀賣新聞  
此ごろ海軍省にてハ兵學校の生徒が外國風の劍術の稽古を始められたといふ

その後国内でのいくつもの事変や騒乱の鎮圧において、白兵戦で發揮する軍刀の威力から、日本刀の有効性が再認識されたものの、柄を片手で握って刺突を主技とするサーベル拵は、柄を両手で握って斬撃を主技とするわが国古来の劍道を修業してきた者には使い勝手が悪く、刀劍としての効果も今一步ということ、とうてい馴染むことができず、命を託するに足りるものではありませんでした。

さらに国外における日清戦争（明治二十七八年）を経験して、白兵戦における日本刀に対する信頼度が高まります高まり、精神的抛り所にもなっていました。

しかし、明治三十二年に「制式軍刀（三十二年式軍刀）」が定められました。これも外装はサーベル型で、これをみても西洋化の波がいかに強かったかがわかります。

陸軍省 達第八十一號  
三十二年式軍刀制式別紙圖面ノ通定メラル

明治三十二年八月二十三日

陸軍大臣 子爵 桂 太郎  
（別紙圖面 略）

## 2 太刀形式の軍刀の採用

その後日露戦役（明治三十七八年）をはじめとして、国の内外で多くの事変・事件を経るにつれて、洋式拵からかつての兵仗太刀の拵にもどる必要が叫ばれ、調査・研究の結果、陸軍は昭和九年に、海軍は昭和十二年に、それぞれ「服制」を改正して洋式の指揮刀を廃止、太刀拵形式の「軍刀」を正式に採用しました。

ここで注意したいのは、常に「服制の改正」で軍刀が定められることです。これは小銃や拳銃と違って、軍刀は法規上の兵器ではないことを示しています。

したがって軍刀は、佩刀が義務づけられている将校には官給されることがなく、少尉任官時にわずかな軍装手当金（後述）が支給されましたが、それ以外は自分の費用でまかないました。軍刀は兵器ではなく、権威の象徴（装飾）であるとともに、武人の魂であるという考え方が強かったのでしょう。戦後占領軍による武装解除に際して、軍刀は武器ではないと主張して、その接收に抵抗した者が少なからずいたのも、この考えがあるということです。

新軍刀の規格は次のようなものでした。陸海軍の制定は3年余をへだてていますが、

比較の便を考えて一つの表にまとめました。専門用語が多く、日頃から刀剣に興味のある方ではないと、実際に軍刀拵を手にしていけば別ですが、そうでなければ全部を理解することはなかなか難しいことと思えますので、用語の解説を表の後に付けました。用語の解説を参照しながら、ひととおりこの表に目を通していただければ、概略のことは理解できることでしよう。

刀身の材質はハッキリと「鋼」と指定されています。

なお、陸海軍のいちじるしい相違点は、柄の鮫皮が陸軍は白で海軍は黒塗りであることと、鞘の材質が陸軍は鉄（鋼）製であるのに、海軍は潮風による錆を嫌って木製で黒皮または黒塗りの鮫皮を著せたものであったことです。

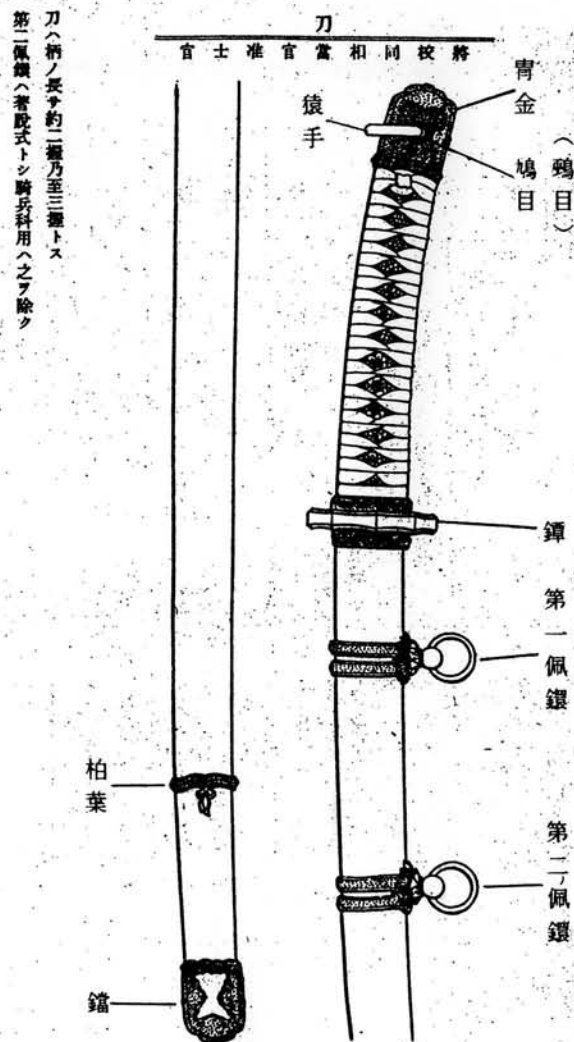
また、この陸軍の新軍刀と公布日・施行日を同じくして、皇室令の改正により、「大元帥（ $\text{\textcircled{天}}$ ）天皇）佩刀」も太刀様式に改められていることは前述のとおりです。

柄					刀身 品質	区分
縁金	目貫	鳩目	柄頭	品質		
黄銅、銅鍍金櫻葉及櫻花ヲ浮彫 刻シ金色小縁トス	三雙櫻花金色金屬	二重裏菊座金附金色金屬	黄銅、銅鍍金櫻葉及櫻花ヲ浮彫 刻シ金色小縁トス	朴材白鮫皮著	鋼	陸軍 勅令第二十六號（による改正） 昭和九年二月十五日公布 將校 同相當官 准士官
黄銅、金鍍金、枝櫻毛彫	金色金屬、三雙ノ櫻花又ハ家紋 ヲ彫刻ス	黄銅、金鍍金、櫻花ヲ附ス	黄銅、金鍍金、枝櫻毛彫	朴材黒塗鮫皮著	鋼	海軍 勅令第六百十四號（による改正） 昭和十二年十月二十五日公布 士官 特務士官 准士官

鞘		切羽	鐔	柄		区分
鯉口	品質	品質	品質	手貫絲	猿手 柄卷	
刻シ金色小縁トス	黄銅、銅鍍金櫻葉及櫻花ヲ浮彫 止ヲ施シ帶青茶褐色	鋼(下鞘朴材) 磷酸塩皮膜法鍍 下鞘朴材黒皮又ハ黒塗鮫皮著	黄銅、金鍍金表裏共四隅ニ櫻花 各四箇ヲ浮彫刻ス	丸打紐	茶褐色ノ革又ハ絹絲若ハ綿絲製 平打紐ヲ卷ク 茶褐色ノ革又ハ絹絲若ハ綿絲製 丸打紐	陸軍
黄銅、金鍍金、枝櫻毛彫	黄銅、銅鍍金櫻葉及櫻花ヲ浮彫 刻シ金色小縁トス	黄銅、銅又ハ赤銅鍍金、旭日ノ 模様ヲ彫刻ス	黄銅、銅又ハ赤銅鍍金	濃茶色絹絲製平打紐總附	濃茶色絹絲製平打紐ヲ卷ク 濃茶色ノ革又ハ絹絲製丸打紐	海軍

鞘			区分
鍍	貴金	佩銀	
刻シ金色小縁トス	黄銅、銅鍍金櫻葉及櫻花ヲ浮彫 葉金色金屬	帶金	陸軍
		座金	海軍
黄銅、金鍍金、枝櫻毛彫	刻ス	帶金	陸軍
		座金	海軍

昭和9年2月15日付官報より（部分名は筆者）



附 則	(圖の説明)	製 式	区 分
<p>本令ハ昭和九年三月十日ヨリ之ヲ施行ス(㊦) 三月十日は陸軍記念日です)</p>	<p>柄ノ長さ約二握乃至三握トス、第二佩鐙ハ著脱式トシ騎兵科用ハ之ヲ除ク</p> <p>㊦ 刀緒については将官・佐官・尉官(いづれも相当官を含む)および准士官に分けて、品質・緒締・総等について、表として示されていますが省略</p>	<p>第一佩鐙ハ鯉口ヨリ約六十耗 第二佩鐙ハ刀ノ重心ヨリ稍上方ニ、 膏金ハ鐙ヨリ約百六十耗上方ニ置ク 寸法形状 圖ノ如シ</p> <p>㊦ 刀および刀緒の圖は省略</p>	陸 軍
<p>本令ハ公布ノ日(㊦) 昭和十二年十月二十五日)ヨリ之ヲ施行ス</p>		<p>第一佩鐙ハ鯉口ヨリ約五・五耗 第二佩鐙ハ鯉口ヨリ約二二耗 形状 圖ノ如シ</p> <p>㊦ 圖は省略</p>	海 軍

この表に使われている用語を使用順に説明します。

朴材…：鞘の材料とされるものには、朴・榎・松・樫・檜・柘・楓・花櫛木・柚など多くありますが、刀身を痛めず細工が容易で、しかも軽いなどの理由から、朴材が最上とされます。

中でも木目が詰まっている寒冷地の朴材が好んで使用されるようです。

なお、古くは名古屋では、虎斑のある木曾産のものが喜ばれたと言います。

黄銅…：銅と亜鉛の合金。真鍮のこと。

鍍金…：メッキのこと。

浮彫…：平らな地にある図柄を浮き出させたもので、高彫とも地彫とも言います。

木彫りや鍍金にも使われる技法の一つです。

毛彫…：平らな地に、髪の毛のような細かい線状の彫りによって、文様や図柄をあらわしたものです。

毛彫りは彫刻の最も初歩的で、かつ基本的な技法です。線の底は四分鑿を使ったものはV字形、片切鑿ではレ形、丸鑿ではU字形になります。

なお抑揚のある線を表現するために使用される鑿は、金工後藤家十代の廉乗の創意によって始められたため、廉乗鑿と（やすのりたがね、とも）言われています。

小縁…：縁頭の表の端のごく狭い幅で高くなっている線状の部分を言います。  
（ほかに小柄や笄等も同じです）

柄巻…：島内輝雄陸軍大尉は、制定直後の座談会の席上で、「柄巻の材料を革または絹糸もしくは綿糸としたのは、近代戦に耐え得る、最も良いものにした」ということで、改良の余地を残したものと発言しています。この時期はまだ研究途中であったことを示していると言えるでしょう。

なお、当時軍刀の柄巻に使われた革は、新式のクローム皮と称するもので、伸び過ぎたり、染めがはがれたり、湿気があるとベタつくなど、悪評が多かったようです。

成瀬関次著「實戦刀譚」によれば、同氏が昭和十三年二月から九か月の間、軍刀修理班として北部支那（中国北部）を巡回して、二千振り近くを修理した結果は、外装の故障七割、（柄折れ・目釘折れ・鍔の破損など柄に関する故障が六割、鞘関係が一割）で、刀身等その他の故障が三割であったそうです。

平打紐…：断面が平らになるように組まれた紐。

打紐とは、紐を組むときに、交差している糸を締めるためにヘラを使っ



て、きつく打ち込むことから名付けられました。

猿手……太刀拵の柄頭に取り付けた環で、腕貫の紐を付ける金具。古くは結金と言いました。柄頭の胄金中央にある鳩目（鴉目）の穴に通し、刀緒を結びます。

手長猿の両手が握り合った形に見えることから、この名がつけられました。革で作られたものは、鞭結びといえます。

丸打紐……断面が丸い形になるように組まれた紐のことです。

手貫糸……ここでは手貫紐のこと。陸軍では刀緒といっていたようです。

総房。

赤銅……銅に金を数パーセント加えた合金です。

切羽……鐔の表と裏に当てる薄い金属板のことです。

切羽の厚さを加減することによって、柄の締まりと鐔の落ち着きを増し、また、実戦で激しく切り結ぶとき、衝撃をゆるめて手にひびかせず、鐔のガタつきや目釘の折損を防ぎ、刀身の折れを防ぐと言います。

その数は、打刀は鐔の片面に一枚ずつの計二枚、太刀は片面に三〜四枚の計六〜八枚が普通です。

磷酸塩皮膜法……金属製品を、磷酸および可溶性磷酸塩を主体とする水溶液で処理、その表面に皮膜を作って腐食環境を遮断し、錆の発生を防ぐ、塗装前処理法

（塗装下地）の一つで、鉄とアルミニウム防錆に適します。

一般にはパーカーライジング法と言っています。

鯉口……刀の鞘の口。そこに角や金属の環をはめるのは、口が割れるのを防ぐためです。古くは鞘口と言いました。

帯金……鞘が前に抜け出ないように、鯉口から5寸ほど下に取付けたものです。

材質は角か金属で、長い瓢箪形が最も多く、鯉口に向けて折り返して、帯に引っ掛かるように鉤形になっています。

返り角・逆角・猿角・折り金・追金・帯留めなどとも言います。

責金……太刀の鞘にはめてある輪。鞘が割れるのを防ぐためのものです。

単に責めとも言います。

柏葉……太刀の鞘が割れるのを防ぐため、帯取りと石突きの間にはめた金具です。

柏金のことでは。

もともとは柏の葉に形が似ているので、この名がつけました。

鑑……鞘の末端、または末端に保護や飾りのために取りつけたもの。

鑑金具のこと。太刀の石突きにあたるものです。

小尻・戸尻とも書き、古くは鞘尻と言いました。

刀緒……陸軍の用語では手貫紐、別名を腕貫緒と言います。

刀を取り落としても、手から離れないように、太刀なら柄の猿手に、打刀なら鐔の穴につけて、手首を通しておくひもを言います。

海軍では（この勅令では）手貫糸と言いました。

### 3 海軍軍刀製作細目

前記の勅令を受けて、より具体的な軍刀製作要領（基準）について通達等が出されているはずですが、陸軍のものは不明のため、参考として海軍の「軍刀製作細目」を記載します。ここでは、今度の軍刀は儀礼的のものではなく、専ら実用と注意しています。

軍刀製作ニ關スル件（軍務一一六二）（軍務局長ヨリ各廳長宛）

昭和十二年十二月七日

軍刀製作ニ關スル件申進

本年勅令第六百十四號ヲ以テ制定セラレ候軍刀ハ儀禮的ノモノニアラス専ラ實用ヲ旨トスルモノナレバ刀身ノ製作、撰定ハ勿論之ガ付屬金具、外装ノ拵等ハ極メテ細心ノ注意ヲ必要トスルニ付之ガ製作ニ關シテハ同令ニ依ルノ外別紙製作細目ニ準據スル様部下

關係者一般ニ周知方取計ハレ度

（別紙）

海軍軍刀製作細目

一般

- 一、刀身ノ姿ニ應ジ適宜反リヲ附ス直刀ヲ用ヒザルコト
- 二、刀身ノ長サ反リ恰好身幅重ネノ廣狹厚薄ニ應ジ適宜鐔及切羽ノ徑竝ニ厚サヲ加減シ鈎合ヲ適良ナラシムルコト
- 三、柄、鞘下地ノ朴木ハ充分乾燥シ樹脂ヲ除キ些少タリトモ鹽分ヲ含マザルコト尚髓心附近、白肌、蟲喰、節、朽損等シタル部分ハ之ヲ完全ニ除去ルコト
- 四、下地ノ搔入レハ必ず一口毎ニ行ヒ目釘穴、鯉口、鏹口、塵落等ニ注意シ製作シ柄下地ハ特ニ念ヲ入ルルコト
- 五、金物ハ黄銅ノ打物トシ厚サハ四厘乃至五厘トスルコト
- 六、足ノ位置ハ太刀ノ長サニヨリ斟酌スルコト

刀身

- 一、皇國古來ノ太刀又ハ打刀ノ身若ハ皇國獨特ノ鍛鍊法ニ據レル新身ヲ用フルコト、洋鋼打延ノモノノ如キハ適當ナラズ
- 二、刀身ノ長サハ佩用者ノ身長及修得セル劍術流派ニヨリ定ムベキモノナルモ一尺

七寸以上ヲ可トス

三、鑷ハ太刀鑷トシ金、銀、銅又ハ金銀著セノ何レニテモ差支ナク鑷目等モ隨意ノ

コト

柄つか

一、柄ノ長サハ最短五寸五分トスルコト

二、柄ノ形状ハ立鼓、柄頭ニテ一分落トスルヲ原則トスルモ修得セル劍術流派ニ定

メラレタルモノトスルヲ妨ゲズ

三、胄金ノ刃方棟方ニハ鍍金ノ黄銅製笠鉦ヲ打ツコト

四、猿手用鷓目ハ櫻花トスルコト

五、柄鮫ハ必ズ沙皮ヲ用ヒ和鮫其ノ他ノ擬ヒ物ヲ用ヒザルコト

六、柄沙皮ハ必ズ一枚ヲ用ヒ胄金ノ下即チ柄頭ヨリ縁ノ上縁ニ及ビ佩裏ニテ突合セ

著セトス但シ前重ネ著セトスルモ差支ナキコト

七、著セタル沙皮ノ刃方棟方ハ巻柄ノ必要以上ニ磨リ取ラザルコト

八、沙皮ハ瀨ノ漆ニテ一回以上上下塗シ二回以上瀨ノ松煙ヲ混ぜ若ハ箔下漆ヲ塗ル

コト

九、柄絲ハ濃茶色絹ニツモロ三十三玉四間飛常組トスルコト

十、巻方ハ平巻、胄金下際、棟方ニテ、小間結トシ餘端ハ絲下ニ挿込ムコト絲幅二

分 但シ平巻ハ併菱トスルモ差支ナシ

十一、目貫ハ金又ハ銅鍍金トシ輪ニ櫻花紋三雙、櫻花肉合彫地七子トス家紋ヲ用フ

ル場合ハ之ニ準ズルコト

十二、縁ハ引小縁ニ枝櫻、共金ノ天上金ヲ鑲著スルコト

十三、猿手ハ熏韋ヲ巻込ミ鞭結トス緒ナラバ八ツ折トシ鞭結トスルコト

十四、手貫緒ハ絹絲ニツモロ五十四玉高麗打、長サ二尺五寸、總ハ縫總長サ二寸二

分扱ヲ入ル扱ハ網代編相當ノ力ニテ引クモ抜ケザルコト

十五、手貫緒ハ猿手ニ引懸ケ總ノ上ニテ一ト結ビスルコト

鐔

一、刃方稍窄マレル長丸形磨地丸耳、縦徑二寸七分横徑二寸二分五厘厚サ一分五厘

ヲ基準トスルコト

二、充分打締メタル黄銅板ヲ用フルコト

三、鞘留トシテ小紐ヲ用フルコトヲ得

切羽

一、大切羽ハ鐔ヨリ縦徑六分横徑六分五厘ヲ減ズ、形ハ鐔ニ同ジク十六ノ旭光ヲ顯

シ筋間ハ交互ニ梨子地石目トシ耳ハ蛤トスルコト

筋ノ中心點ハ中央ヨリ横徑ノ六分ノ一棟方ニ寄セルコト

二、小切羽ハ四枚、鐔寄リノ方ハ耳ヲ裏菊トシ他ハ小刻トスルコト

鞘

- 一、鞘ノ長サハ一尺八寸以上トスルコト
- 二、革ハ牛又ハ馬章ヲ用ヒ棟方ニテ重ネ合セ箔下漆ニテ黒色トスルコト
- 三、鮫皮ヲ用フルモノハ藍鮫トシ佩裏ニテ突合スコトヲ得但シ二枚以上ヲ繼ギ合スコトキハ必ず足又ハ柏葉下ニテ行ヒ他ニテ繼ガザルコト
- 四、鯉口、引小縁、共金ノ天井金ヲ鑑著スルコト
- 五、足金物ハ黄銅製鍍金、棟方ニテ鑑著シ鑑足ハ甲羅ノ裏ニテ絡繰留トス鑑ハ徑八分五厘鑑徑一分二厘食合セニテ宜シキモ必ず鑑著ノコト、座金下ハ裏菊、上方ハ小刻トスルコト
- 六、責金ノ位置ハ石突ヨリ鞘ノ長サノ約五分ノ一トス
- 七、石突ハ胄金ト同様刃方棟方ニハ笠鉾ヲ打ツコト

製作細目の用語について使用順に説明します。

足……(ここでは)足緒のことで、太刀を腰に佩くときの緒。佩緒と同じです。

上端には帯取りを通す孔があり、下端は鞘の足金物につながれます。鯉口に近い方から一の足、二の足と言います。

なお、儀仗の太刀は平緒、武用の太刀は革緒が普通です。

鉏……刀身の刃区・棟区と、切羽・鐔との間を取り巻いている金具のことです。鐔元を固定するとともに、実戦で激しく切り結ぶときには響きを減ずる効果

があると言います。太刀は一重鉏、打刀には二重鉏を付けるのが普通です。

立鼓……鼓のように、両端が太くて中央付近(柄では握りの部分)が細くなっている形のこと。

輪鼓とも書きます。(読みは立鼓と同じです)

柄形には、このほか並反り・小立鼓・両落・片落ち・刃方一文字・刃一輪鼓・たなご腹などがあります。

胄金……太刀拵の柄の先端を保護し、また飾りのために取り付ける金具のこと。甲金とも書きます。打刀拵の頭に相当します。

なお、柄の反対側、つまり柄元にある金具が縁です。

鶯目……柄頭の手貫緒穴や鞘の栗形の穴の縁にはめる金具。

裝飾のほか頭や栗形の割れ、柄糸や下緒がすり切れるのを防ぎます。

鶯は鳥類のほおじろのことで、その目に似ていることからこの名が付きま

した。「鳩目」と表現されることが多くあります。(24ページをご覧ください。)

沙……鮫。

瀬<sup>せしめうるし</sup>漆<sup>し</sup>……漆の木の細枝から掻き取ったままの漆の液。生漆のこと。下地漆として使われます。

精製したものに比べて粘着力・接着力が強いのです。

松<sup>しょう</sup>煙<sup>えん</sup>……松<sup>まつ</sup>脂<sup>じ</sup>または松根を不完全燃焼させて作る煤煙<sup>ばい煙</sup>（すす・カーボンブラック）のことで、漆の黒色顔料として使われます。

二ツモロ……一方<sup>ひと</sup>方向<sup>くわう</sup>に下<sup>しも</sup>撚<sup>ね</sup>りした糸を、2本以上を合わせて逆方向に上<sup>う</sup>撚<sup>ね</sup>りを加えた糸を諸撚<sup>もろね</sup>りと言います。二ツとは下撚り糸の数を示します。

諸撚りされた糸は、固くて丈夫でありながら、上撚りによって下撚りを撚りもどすので、ふっくらと柔らかい風合いをもつ特長があります。

平<sup>へい</sup>卷<sup>まき</sup>……ひらたい糸をX状に重ねて巻いたもの。手が滑りやすい欠点があります。が、X状に重なった部分の摩擦が少なく、永持ちする利点があります。

糸巻太刀は平巻にするのが普通なので、太刀巻とも言います。

これに対して打刀では、諸撚<sup>もろね</sup>り巻<sup>まき</sup>・片撚<sup>かたね</sup>り巻<sup>まき</sup>・つまみ巻<sup>まき</sup>・片手巻<sup>まき</sup>・蛇腹巻<sup>まき</sup>など、さまざまな巻き方がされます。

肉合彫<sup>しあひぼり</sup>……素地面を最も高い部分として、その面から図柄を除いた部分を均一に彫り下げて地をつくり、残しておいた図柄を肉彫りする立体的な彫金技法です。

七子<sup>ななこ</sup>（七小）……彫金の技法のひとつです。

小さくて丸い突起が数多く並んでいることから、魚の卵の塊の表面に似ているので、魚子とも書きます。

七子は専用の鑿<sup>くわ</sup>で型押しするので、彫るではなく「打つ」または「蒔<sup>ま</sup>く」という表現をします。

名古屋市東区泉二丁目の一部は、江戸時代に七子打ちの職人が多く居住していたことから、以来戦後まで七小町の名をもつ町がありました。現在も七小公園にその名を残しています。

天井金<sup>てんじょうがね</sup>……柄の縁金の切羽に接する方に、側面とは別にはめ込んである金物。

柄の方を下にして見ると天井に当たるのでこの名が付きました。

鑑<sup>かん</sup>……金属を接着させるために使う、熔融しやすい合金のこと。

装剣具の工作には、銀鑑と焼き付け鑑が最もよく使われ、四分一鑑・黄銅鑑ほか各種あって、接着する材料によって使い分けられます。

熏草<sup>かすべがわ</sup>（くすべがわ、とも）……草は、皮から毛と脂を取り去って柔らかにしたもの。鞣革<sup>なめしがわ</sup>のこと。普通には革の字を使います。

熏草とは、松葉だけで、または松葉に煙草の茎を加えて不完全燃焼させた煙にかざして着色させた革のことです。

事前に糸や紐を巻き付けたり型紙を貼って、白い模様をつけることができ

ます。

鞭むちすずび 結……太刀の猿手を革で作ったもの。

結び方が、鞭の革ひもの結び方になって、ことから名付けられました。

高麗打こうらいうち……平打紐の一種。石だたみのような模様をしています。

石突きいしづ……太刀拵の鞘の端末、またはそこにはめてある金具のこと。

打刀ではそれぞれ鑑こじり・鑑金具こじりかみかと言います。

こうして制定された軍刀も、第2次世界大戦（太平洋戦争）のさ中に、物資不足のため次のような通達が出されるに至ります。

☆ 軍刀、長劔、短劔及劔帶等ノ附屬金具ニ關スル件

昭和十八年五月二十五日 官房軍第五九六號

（海軍省副官ヨリ各廳長宛）

軍刀、長劔、短劔及劔帶等ノ附屬金具ニ關スル件通牒

資材ノ現状ニ鑑ミ首題ノ件自今當分ノ間銅ノ使用ヲ極限セル資材ヲ以テ作製ノコトニ定メラレ候條了知相成度

戦局の悪化とともに、金具だけでなく、多くのものに代用品が使われるようになり、しだいに制定当時の規格とは似ても似つかぬ軍刀も出現することになったのです。

#### 4 軍刀報道新聞記事

新軍刀について報ずる新聞記事（㊦）句読点は原文のままです）

◇ 昭和八年十二月十七日（日曜日） 新愛知（新聞）

陣太刀を形どり

出來上つた新軍刀

日本の魂 將校仲間で好評を博す

廿日ごろ公表

【東京電話】實戦の經驗に鑑かんかみ新たに制定された新軍刀が出來上つて來る廿日頃勅許を仰ぎ公表されること、なつたが新制式のものとは全然日本古來の陣太刀の形式に則のっとり實用と體裁ていさいを兼ね備へ皇軍精神を十分に具現してゐる、しかも上大将から下少尉まで全く同一形式でたゞ違ふところは刀緒だけである。

刀緒は乘馬戦の際腕に通す必要上存置されたもので、これに通す紐の巾は三分、長さは一尺二寸、表は藍色、裏は尉官が紺表、佐官、將官が赤色で將官は特に絹糸交織の房がつく、柄は朴材に白鮫皮を着せられた色革或は絹糸、木綿糸の眞田紐を柄糸として巻き鞘は朴材の下鞘でその上を黒漆して塗り更らに其の上を鐵材でカヴァアし帶止めを施して全部を帶表茶褐に仕上げるといふ念入りの絢爛けんらん優美なもので特に美しいのは鐔でこれは伊勢神宮の寶刀の鐔を摸してある、この新軍刀は十六日參謀本部で總長官

殿下の台覽を仰いだが將校仲間では大好評で將來戦ひには美はしくも勇ましいこの軍刀を提げて戦國時代勇士の氣持ちで戦ふのだと大喜びである(㊦) 写真は略)

◇ 昭和八年十二月十七日(日曜日) 東京朝日新聞

### 陸軍の新軍刀

#### 陣 太 刀

#### 兩事變の體験で案出

▼：陸軍では滿州、上海兩事變の實戰に鑑み武人の魂である軍刀を新たに制定する事は既報の通りであるが、いよいよ來る廿日頃勅裁を仰ぎ正式決定の運びとなつた

▼：新軍刀は日本古來の陣太刀の形式によつて實用と體裁を兼ね備へた立派なもので、その特徴は上は大將から下は少尉まで全然同一形式、唯刀緒によつて區別されるだけである

柄も昔の太刀と同形、刀緒はいづれも絹平打、幅三分長さ一尺二寸で表は茶色、裏は尉官は紺青色、佐官は赤、將官は赤と金糸交ぜ織で金色に見えるもので區別されてゐる、柄はほう材に白鮫皮を着せ、これに色革若くは絹糸、或は絹糸製の柄糸をまき、鞘も又ほう材で下鞘作り黒漆塗りを施しその上に鐵鞘を作り更にさび止めの最新式方を施し尚その上を趣きある帶青花かつ色に塗られた堅ろうで優美なものである、ち

ゆう金(頭)口金(鯉口)石突(こじり)帶取り(かん)等はいづれも黄銅製で金小縁付の優雅な金具を用ひてゐる、帶取りは第一、第二とあり、第一だけ固定して平常用ひ第二はとりはずしが出來て正装の時にだけつける事になつてゐる

▼：尚出來上つた新軍刀は參謀本部において閑院總長宮殿下を始め奉り參謀本部御勤務の各宮殿下に既に台覽を仰いだとの事である(寫眞は新軍刀)(㊦) 写真は略)

◇ 昭和八年十二月十七日(日曜日) 大阪毎日新聞

### 陸軍御自慢の

#### 陣 太 刀 出 來 上 上

#### 下緒の色で區別

實戰の經驗にかんがみ陸軍で製作を急いでゐた陸軍御自慢の陣太刀型新軍刀はやうやく出來上つたので十六日參謀本部で閑院總長宮殿下をはじめ奉り各宮殿下の台覽を仰いだ新軍刀の特徴は上は大將から下は少尉に至るまで全然同型のもの、たゞ下緒の色によつて區別し、佐官、將官は赤色、尉官は紺青色とし、將官は特に金糸混織になつてゐる、柄は朴材に白鮫皮を着せこれに色革もしくは絹錦糸の柄糸を巻き、鞘は朴材の下鞘の上に、鐵鞘をもつて堅牢に蓋ひ、帶青花褐色の優美なもの

鐔は伊勢大廟の寶刀に則つて黄金色の角菱とし乗馬戦の際には刀緒を腕に巻いて縦横無盡に荒れ狂ふわけ、帶取(環)は二つならんでつけられてあるが第一環は固定して

ゐる正装のときだけ第二環をつけることになつてゐる（東京發）

◇ 昭和八年十二月十七日（日曜日） 讀賣新聞

柄は白鮫・鐔は角菱

燦たり・陣太刀

陸軍の新軍刀完成

陸軍が滿州事變における實戰の經驗に鑑みて從來のサーベル式軍刀を廢止、わが國傳來の陣太刀式を採用することは既報の如くであるが、その實物が完成したので十六日朝閑院參謀總長官をはじめ參謀本部御勤務の各官殿下の台覽を仰いだ

軍刀は武士道華かなりしころの純日本刀に歸つたもので柄は朴材に白鮫皮を着せて色革或ひは柄糸を綾に巻鐔は伊勢大廟の寶刀になぞらへた黄金色の角菱、鞘は中身を朴材で作つて外皮はカーキー塗りの鐵皮で蓋つてをり胃金、鯉口、帶取り、石突等はいづれも黄銅色で元帥刀にも似た燦然たる體裁だが古來の陣太刀と異つてゐるのは胃金（柄の頭）に一尺二寸の刀緒を付して乗馬戰に備へてゐる點だけである。尚ほ正式には廿日ごろ勅令をもつて公表される筈である【寫眞は新軍刀】（㊦ 写真は略）

## 5 下士官の軍刀

昭和八年十二月に公表され、翌九年三月に採用となつた陣太刀形式の新軍刀は、將校

と同相当官、准士官が佩用するものでした。これに続いて十一年一月には下士官のものも「国粹姿」「陣刀」と表現されて発表されました。

◇ 昭和十一年一月卅一日（金曜日） 新愛知（新聞）

さあ參れ”の洋刀

日本刀に生變る

颯爽たり騎、輜、歩兵の下士官

国粹姿近くお目見え

上海、滿州兩事變を契機として陸軍の裝備に一大改革が加へられ近くは陸軍將校が腰間に吊つてゐた日露戰爭以來の洋刀が廢されて日本古來の陣刀と殆ど同様の外觀に改善されたが更に現在騎兵、輜重兵及び歩兵部隊の下士官らに使用されてゐる三二式軍刀甲（騎兵用）乙（輜重兵下士官用）を改装して日本造りの外觀に陸軍造兵廠で近く改正されることになつた

この新軍刀は刀身に銚をつけ鐔及び柄の作りは將校用の新軍刀に似たもので銅鍍金をし鞘は内外共防錆が施してあつて外面は青味を帯んだ褐色の塗料を塗つて作りは殆ど日本刀と變りないものとなるわけである改善の趣旨は現在の片手握りの柄では實際の用に役たたずまた外觀の洋刀作りは日本古來の精神からしても面白くないといふに



あるが、この新軍刀は來年度あたりから各地方師團へもお目見えする筈でこれによつて現在のだん平式サーベルは全く姿を消し輝かしい國粹型となる

片手握り軍刀は實戰に駄目

第三師團司令部兵器部 友澤少佐語る

右につき第三師團司令部兵器部の友澤少佐は語る

將校の軍刀が改善されて滿州あたりでその後新軍刀が使用されてから從來の片手握りの軍刀では全く實戰には使用されないことが判り騎兵はじめ輜重兵歩兵下士官、憲兵らが現在使用してゐる軍刀も改善の用があるとして日本刀として改装されることになつた、一般地方軍隊へ支給されるのはまだ先のことであらうが支給の曉あかつきは日本劍道の立前からしても日本刀は日本軍隊に適してゐることはいふまでもなく必ず實用化することができるとせう

## 6 軍刀の価格

制定当時の軍刀の価格は分かりませんが、終戦直前の昭和二十年一月二十日付で土魂会編集・発行の「特別幹部候補生の記」によれば、豊橋陸軍予備士官学校に特別陸軍幹部候補生として在校する生徒の父兄各位に対して、同校「購買會委員 陸軍主計中尉上

之郷勸藏」氏から「生徒軍装品調製ニ就テ」と題した、少尉任官時の軍装品の斡旋文書が送付されています。そのうち刀剣に關係するものは、

鍛練刀	二〇〇円	軍刀手入具	三六錢
造兵刀	九〇円	略刀帶	二四五〇錢
刀	緒 二四二〇錢		

(註) ちなみに、同文書にあるワイシャツの斡旋価格は三円五〇錢です)

となつていて、希望者は品目に記入のうえ代金を送付するように、とあります。なお、この文書によれば、「任官ノ際又ハ見習士官トシテ戰地ニ赴任ノ際ニ軍装手當トシテ四〇〇円本人ニ支給」されたようですが、記載されている品を一点づつ(鍛練刀を選び、造兵刀を除いて)購入すると、総額で六百三十三円五十六錢になります。実際には、ワイシャツや靴下その他の品には、着替え・履き替え用の予備が必要ですから、それらを加えると金額的には支給額の二倍近くになったものと思われます。

ここで鍛練刀と言うのは刀工の鍛えた刀であり、造兵刀と言うのは陸軍が国産軍用銃として初めて採用した、村田銃の發明者で知られる村田経芳陸軍少将が、銃砲用の粘性のある鋼を利用して考案した、一枚打ちの鍛法を応用して陸軍造兵工廠で大量生産したもので、新村田刀とも呼ばれた日本刀のことです。

## 7 「戦陣訓」の中の刀

軍刀とは直接関係はありませんが、  
「生きて虜囚の辱を受けず、死して罪禍の汚名を残すこと勿れ」

の言葉で知られる戦陣訓に、一か所「刀」の文字が使われていますので、紹介します。  
戦陣訓は、皇軍の軍紀肅正のため、昭和十六年一月八日、陸軍大臣東條英機によって示達されました。

陸軍教育総監部第一部第一課精神教育班が原案を起草、  
国体観については井上哲次郎・和辻哲郎、

文章表現については島崎藤村・佐藤惣之助・志賀直哉、  
など当時一流の学者や作家・詩人に校閲を依頼して完成したものとされています。

### 戦陣訓(㊦) 関係分のみ)

#### 本 訓 其の三

#### 第二 戦陣の嗜

四 刀を魂とし馬を寶と爲せる古武士の嗜を心とし、戦陣の間常に兵器資材を尊重し、馬匹を愛護せよ。

## 8 愛国百人一首

昭和十七年九月十八日、大阪毎日新聞社は社告をもって、読者推薦の愛国百人一首を募集しました。応募規定に

「万葉から明治維新に至る間の、愛国短歌中から一首を選び葉書で投稿のこと」

とあり、選者には佐々木信綱(代表)・尾上柴舟・折口信夫・川田順・北原白秋・窪田空穂・斎藤茂吉・土屋文明・など、当時の日本歌壇の元老十一名が名を連ねています。

同年十一月二十一日の紙面で、「十数万の葉書から」「われらの祖先の顯示した愛國の熱情ほとばしる金玉の」選定歌百首が発表されました。太刀を詠んだものが二首選ばれていますので紹介しましょう。

### 有村次左衛門

「岩が根も砕かざらめやものふの國の爲にと思ひ切る太刀」

#### ○ 佐々木信綱評釋(十二月十一日掲載)

作者は本名兼清、薩摩の藩士。安政の初め藩を脱し江戸に下り、諸藩の志士と交友した。萬延元年櫻田門外の擧二真先に進み出て、殊に手いたく働き、忽ち數個所に手創を負うたが、廣岡政則と二人で目的を達し、龍ノ口番所に至り政則諸とも

に咽をさし貫いて果てた。時に廿三歳であつた。

此の歌は、櫻田ノ擧の前、金子政孝の寓居に人々集うてその部署を定め、名を書畫の會に託して各各志を表した折、次左衛門が書き記したのである。……

凝りに凝つた雄々しい心が歌はれてをり、その日の奮闘の様もこの歌に躍動するやうである。國の爲にと思つてすることは、いかなることも爲し得られるといふ強い信念をもつて、邪を懲らさずばやまじと勇奮起ち上つたのである。……

この評釈にある「櫻田門外の擧」は普通「桜田門外の変」と言われるもので、有村次左衛門は水戸浪士十七名に唯一人薩摩藩士として加わつて、万延元年三月三日雪の朝、桜田門外において大老伊井直弼の登城行列を襲撃し、自ら大老の首級を挙げながら重傷を負つて歩くことができず、ついに自決しました。のちに正五位を贈られています。

久坂玄瑞

「執り佩ける太刀の光はもののふの常にみれどもいやめづらしも」

○ 窪田空穂評釋（十二月十二日掲載）

長州萩の醫家の子、天保十一年に生る。吉田松陰の門に入り、その妹を妻とした。尊皇攘夷の事起るや、玄瑞は同志から尊皇の盟主と推されて、盡悴する所多かつたが、孝明天皇の文久三年廟議一變、七卿落ちとなり、翌元治元年七月、蛤御門の變の起つた時、玄瑞は銃丸の創を負ひ、起ち難きを知つて自刃した。年二十五。

明治二十四年正四位を贈らる。

歌は日本刀に寄せての述懐で、腰に帯びている太刀の、抜き放つて見るその光は、武士たる我の、平常に見てはるるけれども、しかし見る度毎にいよいよ愛でたことであるよ、といふので、日本刀の刃のにほひの、清かに、鋭くいひ難いその味を我が心の表象として見たものである。日本刀を主觀的に讚へた歌である。

久坂玄瑞は、吉田松陰に学んで勤王の志しが厚かつたにもかかわらず、藩の強行論に屈し、元治元年七月十九日長州藩兵を率いて京都の諸門を攻めて、朝廷の命を受けた幕府軍（桑名・彦根・会津・薩摩の各藩兵）に敗れて自決しました。明治二十四年四月に正五位を贈られています。

### 第三章 軍刀の製作と終焉

#### 1 軍刀の製作状況

軍刀製作については、いくつかの記録を見ることが出来ます。

「名古屋陸軍造兵廠史・名古屋航空工廠史」によれば、同造兵廠熱田兵器製造所では、昭和十年二月十五日に九五式軍刀の製造を開始、さらに昭和十九年十月三十一日には岐阜県の関分工場でも軍刀の製造を開始したと記録されています。以下同書によります。関分工場の製造状況は、

種別	目標／月	実績／月
九五式軍刀	七、〇〇〇振	三、五〇〇振
造兵刀	二、〇〇〇 "	一、二〇〇 "
鍛練刀	一、六〇〇 "	八〇〇 "

鍛練刀は「愛知・岐阜両県下」の合計数字で、これは「全国生産数の約半数であった」と注が付けられています。なお、これよりも年度が逆のほりますが、朝雲新聞社発行の戦史叢書「陸軍軍需動員(2)」の付表第三の一によれば、昭和十五年度の「主要兵器、弾薬、器具等整備概況表」には、全国の九五式軍刀の生産量は

軍刀	整備標準数	受領数
軍刀	四四、〇〇〇	二四、一六五
銃剣	六五〇、〇〇〇	五八三、〇三七

と記録されています。

同廠史は続いて、検査について次のように記しています。

「陸軍検査規格では荒研ぎの終わったところで、試切検査を行います。検査方法は厚さ一、二mm巾十五mmの軟鋼板を三ヶ所にて切断して刃切れ、刃こぼれ及刀身の曲り等なき事を確認しました。陸軍制式の現代鍛練刀は、古来日本刀の大使命である。折れず、曲らず、よく切れる」と言われ、七百年の伝統ある関伝来の鍛練法が実用上には最もよいとして、これを取り入れたものでありました。」

また、同書は刀の使用区分として、五種類に分けて記述しています。

現代鍛練刀	将校の軍装用として製作、主として偕行社にて販売
造兵刀	将校用として鍛練刀の不足を補うものでした
九五式軍刀	制式兵器、帯刀本分の下士官兵用
ステンレス刀	海軍士官用
昭和刀	一般市販品の主力であった

当時製造された刀がどのようなものであったのか、同書は次のような説明をしています。

### 造兵刀

形状寸法等概ね鍛練刀に準じたもので、刀身は刀剣鋼（C一、〇%—一、一%）を使用し、火造り、素延、成形し、反りを付して油焼入（焼入温度C八四〇度）焼戻（C五三〇度）したものを鍛練刀に準じて上研ぎしたものであり、油焼入れのため折れないけれども焼刃はない。

### 九五式軍刀

刀身地金は造兵刀と同じ刀剣鋼にて寸法、重量は造兵刀より稍軽量、細身で庄延口  
ール及機械ハンマー等により鍛造成形し、造兵刀と同様油焼処理し、主として乾燥  
研磨による機械仕上げでありました。

### ステンレス刀

海軍士官専用のものであって長期間海上勤務して海水に浸ったり、汐風に当たっても錆びないよう十八クローム鋼を主材料としたものであり、現時各家庭で使用されているステンレス鉋丁と思えば大差ないが、切味は炭素鋼に及ばない。

### 昭和刀


一見して鍛練刀と区別出来にくいもので一般市販品の主流をなし、動員将兵の父兄

が高価に仕入れたものであるが、刀身は普通硬鋼特に自動車用平ばね、鉄道レール等を主材料として、鍛造成形鍛練刀と同様焼刃土を使用し水焼入れして作ってあるから一見鍛練刀と変わりなく見えるから高価で取引きされたが、高炭素鋼の丸鍛えであるがため肝心の白兵戦の場合折れる心配がありました。

本刀は海軍武道師範の高山範士が考案指道したから“高山刀”とも言われました。

本書にある前記試切検査や刀の使用区分と刀の説明は、後述の尾藤敬逸氏著「日本刀」に同文のものがあります。発刊年次からみて、「廠史」は「日本刀」を原書としたものと思われま

す。二冊目は中西董氏著の「米英軍占領下の名古屋」です。同書は関分工場での軍刀や拵の製造状況を、次のように記しています。

名古屋陸軍造兵廠熱田製作所は関町（ 現岐阜県関市）に関分工場を建設して、下士官用の制式兵器になっていた九五式軍刀をはじめ将校用の鍛練刀や造兵刀の大量生産を開始した。

しかし、その軍刀を製作していた刀匠たちも次々に召集を受けて戦場へ出陣していった。その穴埋めに地元の主婦や女子学生たちが、女性の手先の器用さを買われて大量生産の軍刀作りに勤労働員された。彼女たちは機械打ちで粗製乱造された軍刀の刃を研い

だり、柄に組紐や皮を巻く柄巻の作業に懸命に努力していた。……

三冊目は元名古屋陸軍造兵廠関分工場長・陸軍技術少佐尾藤敬逸氏（現在岐阜県関市に在住）の書かれた「日本刀」です。ここには、前記中西氏が書かれた女子学生についての次のような記述があります。

#### 女子学徒挺身隊について

関町には岐阜県立武儀高等女学校がありましたが、その内高学年生徒により学徒挺身隊を組織して名古屋造兵廠関分工場に約五〇名が派遣されました。工場では主として軍刀の仕組作業に従事して生産に多大の貢献をされました。……

また、関伝日本刀鍛錬技術保存会顧問ほか数多くの刀剣関係の委員や顧問を務められる関市在住の渡辺精市氏は、当時の軍刀製作状況について、平成二年に米寿の記念に発刊された「関鍛冶と刀剣界の世相」の中で、「大体は家内工業で、鍛冶屋も一人か二人の仕事が多く一人で一日三本位であった。研師も二日で一本位仕上げ、鞘師も一日三本位持えるのが一人前とされていた」と書かれています。

## 2 陸軍受命刀匠

堤章氏著の「軍刀組合始末 一陸軍受命刀匠の周辺」と題する一冊の本があります。同書には、受命刀匠と軍刀組合設立のいきさつ、受命の手続きや軍刀試験の内容などが詳しく書かれており、一読に値する貴重な労作と言えます。その概要は次のとおりです。

太平洋戦に突入し、急速に戦線が拡大し全国民に国家総動員法が公布されると、膨大な量の軍刀需要に対し造兵当局（造兵廠）は全国的に鍛冶を動員、奨励してその製作に乗り出したのであった。つまり刃物鍛冶や農具鍛冶のなかで鍛刀の心得ある人を募って軍刀を作ろうというのである。こうして生まれたのが“受命刀匠”であり、やがて“軍刀組合”が設立されるのである。

福島県では、昭和十七年に「福島県軍刀工業施設組合」として活動を始めたようです。ただし、正式な設立は昭和十九年四月一日となっています。同書はさらに続きます。

十月二日（昭和十八年）の緊急勅令によって学生の徴兵猶予が取消され、同時に召集されることになった大学・高専の学徒たちは、全国では推定十三万名といわれ、これら学徒兵は、入隊するとすぐに見習士官となる。

正規の士官学校の卒業者や幹部候補生に加えて学徒出身の下級将校が多量に生産され

たのだから、これに見合う軍刀の需要もまたおびただしい量となり、いくら生産しても追いつかなかつたのである。

造兵当局は県の經濟部を通じて軍刀の作れそうな鍛冶に呼びかけ、試作↓合否の判定↓受命刀匠認定という手続きを経て、いよいよ鍛錬軍刀の増産に踏み出したのだ。これに応じた鍛冶の側からすれば、荣誉ある受命刀匠になれば、材料（玉鋼、包丁鉄、木炭など）は優先的に払下げが受けられるほか、徴用延期などの特例もあった。

手続きは、先ず組合理事長から県經濟部長宛に試作願いが提出されます。

次に經濟部長から造兵廠長宛に「軍刀試作願」を提出します。その内容本文は

「貴廠發註ニ係ル軍刀増産ニ關シ本縣左記刀匠ヨリ軍刀試作方要望有之詮議ノ結果有望アリト認メタルニ付見本試作ノ御下命相成度材料拂下願相添及願出候也」

となっていて、刀工の住所・氏名・刀匠名・年齢の記入欄があります。文中にある「材料拂下願」には、払下品目・数量・払下希望期日などについての記入欄があり、参考事項の欄には「東京第一陸軍造兵廠ニ納入スベキ軍刀試作用材料」と記載されています。試作刀は一人二振りです。

作られた刀は“新身”と呼ばれ、やがて造兵廠に送られて嚴重な試験を受けることになる。(註) 試作刀發送通知書等は略)

こうして提出された作刀は数人の試験官が立会い、外觀検査や仕上げの査定を行ったのであるが、全体の姿や形、刃文の出来具合は勿論のこと、莖仕立てやヤスリ目、果ては銘切りまでが対象となったことはいうまでもない。

焼き入れによって刃切れがあるものは、どんな些細なものでも不合格となった。ついで、折れず曲がらずの日本刀であることの検査として落墜試験が行なわれたが、このやり方は凹形をした金敷の上に刀身を横に乗せ、その上に約十五キログラムの鉄槌を落下させる試験であった。刀身を九〇度（直角）になるまで曲げて折れたものは勿論不合格という訳である。最後は各試験官の綜合判定によって合否が決定されるのである。

こうした厳しい試験に合格した鍛冶のもとへ、やがて“受命刀匠”認定の通知が齎される。

通知は軍から県へ、県から組合へ、組合から刀匠へと下命の形式で伝えられたのです。同書には、県の經濟部長から軍刀組合理事長宛の合格認定の通知書も掲載されていますが、ここでは組合理事長から刀工本人宛の通知書を紹介します。

氏名は省略します。

十九福島施 第二八號

昭和十九年六月十九日

福島県軍刀工業施設組合

□ □ □ □ □ 殿

受命刀匠認定二関スル件

標記ノ件ニ関シ東京第一陸軍造兵廠庶務課長ヨリ本県当局經由左記ノ通り技術認定ノ旨通達有之候ニ付御了知ノ上軍刀増産ニ御努力相成度

左記

刀身試作試験成績表

昭和十九年四月十一日  
東京第一陸軍造兵廠

試験成績			判定年月日	刀匠名	氏名	備考
合格	外観	合格	昭和十九年 四月十日	◇ ◇	□ □ □ □ □	外観ハ昭和十八年
合格	落墜	判定				五月一日合格ス

同書は続けます。

さて以上のような手続きや実作、そして厳重な試験に合格すると、やがて大日本帝国政府と朱印の押された「受命刀匠認定書」が交付され、鍛冶の殆どの人々は仕事場に「陸軍受命刀匠」の看板を掲げて、軍刀の増産に励んだのであった。

同書にある刀工十一名、および研師十七名の方々の名簿には、戦後、財団法人日本美術刀剣保存協会主催の作刀技術発表会において、

第一回（昭和三十年）から連続七回入選の土沢多一郎氏（刀工銘照正）

第三回発表会から四回連続して優秀賞受賞の佐藤義夫氏（刀工銘重親）

を始めとして、

塚本十次郎氏（刀工銘正澄のち祥正、入選四回）

松永久一氏（刀工銘兼久、入選三回）

の名が見えます。また、同協会発行の「刀剣美術」第一四六号（昭和四十四年三月号）から七回連載された内山汎氏の労作「日本現代刀小史」の第一回には、(註) 福島の軍刀組合設立に先立つこと五年（昭和十二年）日本東部鍛錬刀工業組合が発足し、その際の名簿に記載されていますが、ここでは笠間清治氏（刀工銘清和）と塚本信四郎氏（刀工銘正和）、のち福島の組合の二代目理事長）両名の名があり、福島の軍刀組合所属の刀工には実力者がそろっていたことをうかがわせます。

そのせいか「軍刀組合始末」には、このほか認定試験を受けようと、試作刀を送付したのですが、二か月以上たっても合否の判定通知が来ないので、「……至急御検査ノ結果拝承致度候……」と催促状を出した話を紹介しています。いくら軍刀製作という大義名分があったにせよ、軍当局に催促状を出すなどは、よほど自信がなければできない

理事長 ○ ○ ○ ○ ○ ㊦



ことで、ずいぶん思い切ったことをしたものだという驚きとともに、国を思い、刀剣製作にかけた当時の人たちの意気ごみと情熱に胸を打たれます。

刀都として名高い岐阜県の関町（当時）では、「関市史」によれば昭和十二年三月十日に「関刀剣鍛冶組合」が結成されて、長住町に事務所が置かれています。このときの組合員の数は不明ですが、「昭和十三年には関鍛冶刀剣界は月産千振を軍用として納入するほどの盛況を見るに至った。」と同史は述べています。

当時関市で生産された鍛錬日本刀は、「全部、関刃物工業組合の検査をうけさせ、合格品は刀剣の中心に最初は関の字の刻印を打ったが、のち、昭の字を配した（㊤）カッコに似た五枚の花弁様のもので困んだ）刻印を打たせて品質を保証させること」にしたともあります。この刻印制度は終戦まで続けられたそうです。

### 3 軍刀報国

昭和六年九月十八日柳条溝（湖）事件をきっかけに満州事変が起こり、日本政府の「不拡大方針」の発表があったにもかかわらず、軍部による中国大陸への武力進出はとまることを知らず、同十二年七月七日には蘆溝橋事件があって（支那事変）、日中両国は全面戦争に突入したのです。

戦力増強は将校や准士官の増員となり、軍装品としての軍刀の急速な需要は、ついにはその供給不足が問題となります。これを解決するために、造兵刀や昭和刀などが考案され製作されるに至ったのですが、多少なりとも腕に自信のある者は実用刀として鍛錬刀を求めるため、大量生産のできない鍛錬刀は著しい品不足となり、その供給が大きな課題となりつつありました。

こうしたことから「軍刀報国」運動が提唱されるに至ったのです。

☆ 昭和十三年十一月十二日（土曜日） 大阪朝日新聞

「私蔵日本刀總動員計畫」

事變勃發以來日本刀の需要は夥しい數に上り最近では随分いかかはしい日本刀も市場に横行してゐる有様なのでかねてこの状態を憂へてゐた偕行社、水交社および軍人會館の當事者はこの際ひろく銃後一般の愛刀家に懇へ軍刀報國を提唱して死蔵日本刀の總動員運動を開始することになり陸海軍兩省の協賛を得て十一日趣意書を全國に發送した

動員された日本刀はいったん軍人會館に集め文部省國寶保存會委員三矢宮松氏、同神津伯氏、貴族院議員大塚惟精氏、日本刀鍛錬會理事海軍少將小泉親治氏、同監督海軍大佐倉田七郎氏ら錚々たる斯界の權威者が軍刀としての適否について嚴正な審査を

行ひ、適當に評價して藏刀家から買取りこれを實費で陸海軍將士に頒布することになつてゐる（東京）

㊤ 社団法人軍人会館 在郷人会が中心となつて軍人団結の表現と會員修養の殿堂として建設、運営にあつた。

社団法人偕行社 陸軍將校等の団結と親睦を図り、軍人精神の涵養と學術の研究などを目的に設立されたもの。

社団法人水交社 海軍高等武官等によつて組織され、海軍關係の學術の研究と社員相互の友誼を厚くすることなどを目的に設立された。

この刀劍審査は、まず重さ、長さ、形から軍刀として適したものを選び、次いで刀劍商によつて買取り価格の見積もりを行い、さらに三矢宮松氏をはじめとして、当時の刀劍界で知られた十数名の各氏によつて再度検討して価格を決定したといひます。軍刀として不適と判定されたものや、伝統ある日本刀として将来的に保存することが望ましいものなどは、提供者に返されています。

☆ 昭和十三年十二月九日（金曜日） 大阪朝日新聞 「縮寫鏡」

偕行社、水交社と軍人会館が提唱した軍刀報國の運動は近衛公爵家をはじめ徳川公、淺野侯、池田侯らから多數の提出があり山形の本間家、越後の二宮家からも大口の申込みがあつて計畫發表以來一ヶ月、集つた日本刀は五百口に近いが

全國少くとも十萬に上らうといふ秘藏刀からすればまだまだ僅かなものだといふので二萬口を目標において一般の愛刀家に呼びかけることになつた

十五日午後一時から九段軍人会館で第三回の審査が行はれ文部省國寶調査囑託本間順治氏らが嚴密な監査を加へた上公正價格を決定希望者に頒布する（東京）

ほかに「神社の寶藏に多く收められてゐる刀は相當數にのぼるところから神社への献納がすゝめられてゐる。」との雜誌記事もあり、祭神に直接關係のあるものや皇室ご寄進のものを除くとされています。「第一聲は岐阜県の國幣大社南宮神社および縣社金神社で所藏古刀を非常時の御用にたてることになり、寶物以外の刀を出すことになり、近く専門家の鑑定を求めた上中央の刀劍献納運動に呼應して多數古刀を提出することになつた。」との記事もあります。

また、熱田神宮や春日神社、湊川神社などでは、「買上に先だつて刀の中心（ナカゴ）に神社の寶刀である旨を刻し、特別の由緒を持つ名刀はその由來も銘記して神威に輝く寶刀であることを明らかにする。」とも記されています。

しかし、この軍刀報國の運動は、タダで徵發されるとか、タダ同然の値段に買い叩かれるとかのうわさが流れたため、思ったほどの成果は上がらなかつたようです。

軍人会館事業部長の平田重三陸軍少将は、昭和十四年五月に雄山閣から発行された「刀と剣道」の創刊号に「今迄の所は需要する丈集りませぬ。此處に最も遺憾千萬なのは：：色々の誤解、デマが飛んでゐる事です。：：買上げると云ふが二束三文の値段で買つて行く、と云ふ様なデマであります。」と書かれています。

審査は東京の軍人会館だけでなく、各地の在郷軍人会などが協力して、地方でも実施され、開催地として青森県や福島県の名を見ます。愛知県の名古屋市では昭和十四年三月二十日に名古屋聯隊司令部で実施して、「二十餘振の鑑定を行った。實戦用を主眼として總數の約八割が合格した。」とあり、続いて「三月二十三日夜、豊橋市公會堂で日本刀の審査會を開いた。参加日本刀は四十六口で、第一審査に合格したものは十口」といった記事もあります。

昭和十四年八月二十五日調べの「軍刀報國ニ依ル日本刀提供地方別調査表」には、全国合計で

提供總數 七一八六      合格數 三八五五      不合格數 三三三一  
となつています。

この調査表によれば、新潟、福島、岩手の三県の審査数がそれぞれ千を越えているのに対して山梨、千葉、香川、徳島、佐賀、沖繩の六県がわずかに一、富山県が二、群馬、高知の両県が三、栃木、宮城の両県が四となつているのが目に付きます。

流れたうわさを消すためでしょうか、前述の「刀と剣道」誌の第一巻第六号（昭和十四年十月号）には、軍人会館酒保部の名前で次のような広告がのつています。

全國藏刀家の皆様 軍刀報國に協賛を乞ふ

軍人会館では偕行社、水交社と連繫し陸海軍省及内務省後援の下に第一線に活躍せらるべき將士に對し眞に確信の置ける日本刀を供給し、必勝の信念を以て戰鬥に従事し得る如く、昨年末「軍刀報國」の事業を興し全國の藏刀家より日本刀の提供を受け權威ある審査員十數名の嚴密なる審査により、軍刀としての適否を決定し陸海軍將校及將校生徒等に實費を以て頒布し、各方面より非常なる感謝を受けて居ります。

價格の決定は東京一流の刀劍商の評価を基準とし前記審査員更に之を審議し決定いたすものでありまして最も公平にして嚴正なるものと信じます。

國家總力戰の叫ばる、秋何卒「軍刀報國」事業の眞意を御理解の上振って御協力下される様願います。

御送付の場合は運賃先拂にて「東京市麹町區九段一ノ五軍人会館事業部」宛に願います。

尚御申込次第「軍刀報國趣意書」お送り致します。

のちに、この軍刀報國の運動は、陸軍兵器行政本部内に置かれた「將校軍刀鑑査委員

會」が再度提唱し、昭和十七年七月一日から各県や在郷軍人会、大政翼賛会と連携して古式鍛練の所蔵刀の収集をはじめめています。このときの「所蔵刀 蒐集 趣意書」には、「蒐集すべき日本刀は刀身長概ね一尺九寸以上とし時價概ね五百円以下と認むるもの」で、「東京市牛込区若松町」の同委員会宛に「送付するものとす」と記されています。しかし、前述の渡辺精市氏の「関鍛冶と刀剣界の世相」の昭和十七年の古刀供出と題した項に、「送り先は東京牛込の 陸軍兵器廠」としながらも、「軍刀報国の名のもとに 個人の持った古刀の 無料供出が 軍の名で公布された」とありますので、タダで徴発のうわさは消えることはなかったようです。

#### 4 軍刀の終焉しゅうえん

昭和二十年八月十五日、終戦の詔勅により内外地ともわが国は武装解除となります。わが国では服制の一部であり、精神的拠り所であった軍刀も、他国から見れば殺傷用の道具としか見え、当然武装解除の対象となりました。

この武装解除を兵士たちはどんな感で受け止めたのでしょうか。外地での武装解除を戦後発行された記録書としての「部隊史」から拾ってみました。

以下にある外地でのそれは、拙著「日本刀受難記」にある「戦後の刀狩」と大部分が重複していることをお断りしておきます。

昭和十四年八月に名古屋において、愛知および岐阜の両県を中心として新たに編成された歩兵第二二八聯隊の「歩兵第二二八聯隊史」には、同聯隊がラバウル(註) 現在はパプアニューギニア国に属し、ビスマルク諸島の主島であるニューブリテン島にある港湾都市で、戦時中はわが国の航空基地がありました)において武装解除を受けた状況を次のように述べています。

「拳銃、眼鏡、軍刀等は大隊本部へ使役兵により持参せしめた。」

その後の軍刀の行方については書かれておりません。ただ、それに続いて「武装解除の屈辱は直接的ではなかったが、さすがに持ち去られる時には口惜しくてその場にはいたたまれなかった。」

と記されていますので、軍刀その他の武器類の終焉については、触れたくない、知りたくもない、というのが同史の執筆担当者の偽りのない心境だったのではないでしょうか。前記聯隊と全く同時期に豊橋において編成された歩兵第二二九聯隊もラバウルで武装解除を受けています。「歩兵第二二九聯隊史」で、聯隊本部所属の大島義郎氏は次のように記しています。

豪州軍が上陸してきて、重苦しい空気の中で武装解除が始まった。軍人にとって兵器

を手放すことは、腕をもがれたも同然で、これほど辛い思いのすることはなかった。すべての銃砲火器と弾薬は勿論、刀剣類、防毒ガス覆面、双眼鏡などの一切はすべて武装解除の対象となったが、馬と自動車は交通機関として手許に残すことが許可された。

兵器の中で将校が私物として愛用していた軍刀と双眼鏡の没収方法は、まことに巧妙であった。これらの兵器は、一度は豪軍の手に渡すが、あとから必ずもとの所有者に返還される仕組みになっているから、各自は明瞭に名札をつけて提出するよう、部隊長から指示された。全将校は、指示通り名札を針金で頑丈に結びつけて提出した。だが期待に反して軍刀は遂に最後まで我々の手許には返ってこなかった。

軍刀が単なる兵器、物ではなかったことを「第五十四師団衛生隊戦史」の一文が如実に表しています。この衛生隊は昭和十五年八月に兵庫県姫路市で編成されました。十七年一月から終戦までビルマ戦線に投入され、インパール作戦に従事しました。衛生隊でありながら、六百九十九名中生還はわずかに二百三十七名、損耗率六十六%という部隊です。同衛生隊車両中隊（車両中隊は百七十名中生還三十九名、損耗率七十七%）所属の若林好氏は「分隊長の軍刀」と題して、敵軍の砲撃による負傷で歩行困難となった分隊長から「此の俺の軍刀を持ち、内地に帰ったら此の軍刀と一緒に墓参をして呉れ」と頼まれて、以後苦心惨憺、自分の装具を捨てながらもこの軍刀と共に空腹をかかえつつ

山を越え、河を渡って中隊を追及した思い出を綴っています。

「……虱が瘦身にかじりつき血を吸い全くの骨皮になり、戦う意欲も無くなった。でも分隊長の軍刀だけははだみ離さず背負って大切にしていた。我々負け戦と感じ始めた頃戦友達が“若林、軍刀を棄てないとお前の命も無くなるぞ”と幾度かの忠告も耳に入らず持ち続けていた。

しかし敗戦と同時に軍刀は英軍に取り上げられた。“噫々！これで戦も終わったのか”と我々戦友の嘆きと悲痛は逆も筆舌には現わすことが出来ない。

固く握りしめた軍刀を離す手は思わず震えて、奪い取って去って行く英兵の背影が私の心の中に深くきざまれた。

山崎分隊長の面影を幻に軍刀ともさらばした。」

## 第四章 自衛隊の儀礼刀

### 1 儀礼刀の採用

戦後生まれの自衛隊は、少数精鋭を標榜し近代戦備を誇り、隊内では心技体の錬成を目的として柔道や剣道は奨励されるものの、装備としては日本刀は全く無縁のものとなっています。

しかし、現在でも世界の多くの国が儀式等で指揮刀を用い、短剣を佩用していることから自衛隊でも昭和三十五年に自衛隊法施行規則の一部を改正して「儀礼刀」を採用するに至りました。

自衛隊法施行規則の一部を改正する総理府令

総理府令第十六号 昭和三十五年四月一日

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のとおり改正する

（註） 関係分以外は略）

（自衛官の服制）

第十六条 陸上自衛隊の自衛官、海上自衛隊の自衛官及び航空自衛隊の自衛官の服制は、

それぞれ別表第二、別表第三及び別表第四に定めるところによる。

（学生の服制）

第十七条 防衛大学校の学生及び防衛医科大学校の学生の服制は、別表第五に定めるところによる。

別表は府令では各別となっていますが、比較の便のため、儀礼刀の部分のみ抄出して一表として、この章の最後に掲載しました。なお、階級および陸海空の職種による区別はありません。

### 2 着用する場合

儀礼刀を着用する場合については、自衛官服装規則（昭和三十二年防衛庁訓令第四号）を改正して次のように定められました。

（儀礼刀を着用する場合）

第十三条の四 次の各号に掲げる自衛官は、当該各号に掲げる場合で儀礼上必要なときは、儀礼刀を着用するものとする。

（一） 防衛駐在官 外国において礼装をする場合

(二) 練習艦隊司令官並びにその指定する幹部自衛官及び准尉 遠洋  
航海に際し、外国において礼装をする場合

(三) 儀じょう隊の指揮官 特別儀じょう服装をして儀じょうを行う

場合又は練習艦隊が遠洋航海に際して儀じょうを行う場合

2 前項に定める場合のほか幕僚長が、国際儀礼上特に必要があると認め、儀礼刀を着用することを命じた者は、儀礼刀を着用するものとする。

### 3 儀礼刀と日本刀

前記のように、儀礼刀の刀身は「青銅に銀色のメッキとする」と定められていますが、かつてのように刀身を、個人所有の美術刀剣として登録済みの日本刀に代えることは許されるでしょうか。答えはノーです。

まず、自衛隊の内部関係法規からみると、刀身は「青銅に銀色のメッキとする」と定められていますので、それ以外の材質の儀礼刀を着用した場合は、自衛隊法施行規則および自衛官服装規則に違反することになります。

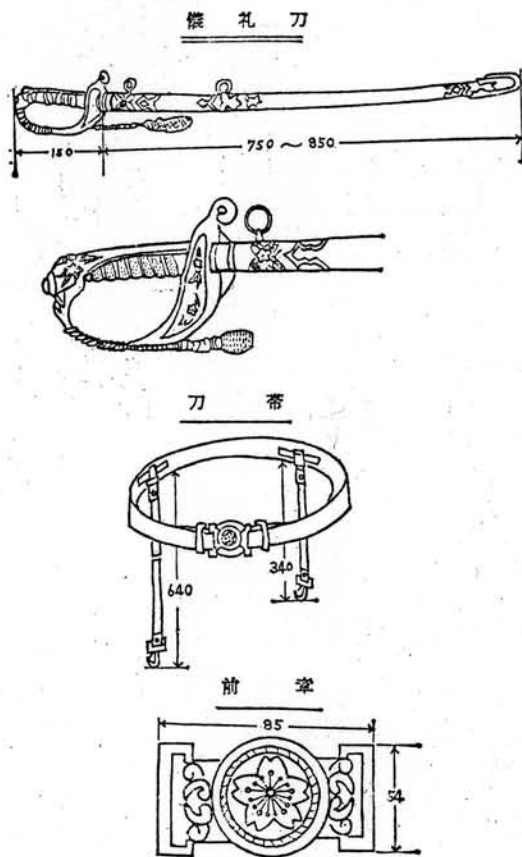
次に、銃砲刀剣類所持等取締法からみると、同法第14条によって「美術品として」価値のある刀剣類として登録したものを、儀礼刀の「刀身として使用」することは、

「登録の目的を逸脱するものであり、許されない」というのが当局担当者の説明です。

ただ、登録の目的を理由に違反と言うのであれば、「美術」刀剣として登録した日本刀を、居合、ましてや試し切りに使うことは、より一層許されないのではないか、という疑問が残ります。

なお、防衛大学校内の売店では、民間業者が製造した、官用品と同じ材質の儀礼刀が売られており、個人的に購入は自由ということですから、これを購入してその外装を、美術刀剣として登録済みの日本刀の拵として用い、鑑賞用として保有することは特に問題はないものと思われれます。

陸・海・空 自衛官の儀礼刀  
(自衛隊法施行規則別表二)



元帥刀と軍刀 完

⑤ 「つか」の「弦つき型」とは、洋剣の「サーベル型」を言います。

儀 礼 刀					
形状及び寸法は、図のとおりとする。	刀 緒	刀 緒	さ や	つか	刀 身
( ⑤ ) 図は省略)	紺色の丸打ひもとし、先端にひさご型のふさをつける。	金色の丸打ひもとし、先端にひさご型のふさをつける。	輪二個をつける。	ほお材を黒色のかわでおい、金色金属製のさや飾り及び胴輪二個をつける。	陸上・海上・航空各自衛官 青銅に銀色のメッキとする。
	帯は、白色布製とし、長緒及び短緒の二本のつり緒を一つにつけ、帯には負帯をつける。止金は銀色金属製とする。	帯は、黒色かわ製とし、長緒及び短緒の二本のつり緒をつける。前章は、金色金属製とし、模様を施す。	鋼材を黒色のかわでおい、金色金属製のさや飾り及び胴輪二個をつける。	つば弦部は、金色金属製とし模様を施す。	防衛大学校学生 青銅に銀色のメッキをする。